

国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業

飼料生産組織の運営強化支援

—飼料生産組織による安定的な国産飼料供給支援—

事業実施手順と留意事項

令和8年4月

一般社団法人 日本草地畜産種子協会

目 次

1. 事業実施上の基本事項	1
2. 事業実施の流れと留意点	2
3. 事業参加申込者の要件	3
4. 飼料作物作付面積の要件	4
5. 事業参加申込	5
6. 交付申請	6
7. 実績報告	7

(別紙)

・長期契約の参考例	8
-----------	---

【事業実施上の基本事項】

区 分	内 容
支援の内容	<p>飼料生産組織が畜産農家等と5年以上の長期契約を結んだ上で、飼料の生産、作業受託、稲わらの収集の規模拡大を行う取組への支援について拡大面積に応じ1年目12,000円/10a以内、2年目5,000円/10a以内を助成する。</p>
補助を受けるための必須項目	<ol style="list-style-type: none">1. 畜産農家等に対し5年以上の長期供給契約又は飼料産に係る作業受託契約を結び飼料生産を行う取組み2. 起土・整地から始まり収穫・運搬等に至る作業の中で、①飼料作物の刈取り・収穫、②稲わらの収集（以下「収穫等」という。）のいずれかが必須3. 令和8年度に始めて事業に参加する場合には、飼料作物収穫延べ面積（以下「収穫等面積」という。）が、令和7年度の実績面積よりも10%以上拡大していること。 令和5年度または6年度から事業に参加した場合には、収穫等面積が、令和6年度の計画面積から10%以上拡大していること。 令和7年度から事業に参加した場合には、収穫等面積が令和6年度の実績面積から10%以上拡大していること。4. 収穫等面積のうち、拡大部分(12,000円/10a以内の補助対象だけでなく、5,000円/10a以内の補助対象も含む)に係る圃場の土壌分析、当該圃場から収穫した飼料作物の飼料分析が必要
補助対象となる飼料作付地の考え方	<p>飼料生産組織において、収穫等面積が実質的に拡大していること</p> <p>したがって例えば、</p> <ol style="list-style-type: none">①畜産農家の作業を飼料生産組織が新たに受託する収穫等面積は補助対象②畜産農家が設立又は出役する飼料生産組織において実質的な拡大が伴わない収穫等面積は補助対象外③飼料生産組織又は契約農家のいずれかが入れ替わるが実質的な拡大が伴わない収穫等面積は補助対象外 <p>このほか国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業実施要領等を参照</p>

【事業実施の流れと留意点】

時 期	内 容	特に留意願いたい点等
①～令和8年 6月目途	長期供給契約、長期作業受託 契約の締結	当該契約以前の収穫等は補助対 象外
②令和8年 6月1日～30日	事業参加申込書の提出	実施手順に基づき取組確認等 を行い補助金申し込み額の精査を 行う ※申込み前の収穫等であっても 長期契約に盛り込まれている収 穫等は申込可
③令和8年7月～	補助金額の割当内示（協会実施）	予算の範囲内で割当内示を行う
	補助金交付申請書の提出	割当内示額に従って申請書の提 出
	交付決定通知（協会実施）	内示額との整合性を確認し、交 付決定通知の発出
	土壌分析の実施	土壌分析の結果を保管 ※新規拡大分（12,000円/10a以 内）、拡大継続分（5,000円 /10a以内）が対象（④、⑤同 様）
④飼料収穫時	飼料作物の収穫前、稲わらの 収集風景の写真撮影	収穫・収集撮影ほ場一覧と共に 保管
⑤飼料収穫後	飼料分析の実施	飼料分析の結果を保管
⑥令和8年 11月30日（月）	実績報告書の提出	11月30日（月）までに添付 資料を含め提出がない場合は補 助金の交付対象外になることに 留意 ※補助金交付の条件となる確認 書類等の審査確認に時間を要す ることに留意 ※令和8年11月に収穫予定と 事前連絡があった場合は12月 18日が期限。また、これに伴 い飼料分析結果の添付が遅れる 場合、当該結果は令和9年1月 末までに提出のこと

注）事業参加申込書・補助金交付申請書及び実績報告書の問合せ等について、特段の事情（災害等）がないにもかかわらず、原則3週間以上対応がなかった場合は、事業への参加を取り下げたものとみなされることがある

【事業参加者の要件】

区 分	内 容
<p>本事業の助成対象となるための事業参加申込者の要件</p>	<p>次の1から9までのいずれかに該当し、飼料生産作業を行い、飼料の生産・販売、作業受託、稲わらの収集について要件を満たす規模拡大を行う飼料生産組織とする（土壌分析・飼料分析の実施を含む事業への参加に係る確認事項に同意している組織に限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体 2 農業協同組合又は農業協同組合連合会 3 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） 4 農業組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。） 5 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。） 6 特定農業団体（基盤法第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。） 7 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの 8 株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）又はその関連事業を事業として営むもの（新たに取り組む場合も含む。）。ただし、次の（1）又は（2）に該当するものを除く。 <ol style="list-style-type: none"> （1）資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員数が300人を超えるもの （2）総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上が（1）に掲げるもの（2又は4に該当する法人を除く。）の所有に属しているもの 9 次の（1）、（2）及び（3）に該当する農業者等の組織する団体（飼料生産組織の基盤強化支援または飼料生産組織の規模拡大支援で機械の導入を実施した事業実施主体に限る。） <ol style="list-style-type: none"> （1）代表者の定めがあり、かつ、組織の意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理、内部監査の方法等を明確にした規約の定めがあるもの。 （2）3戸以上の農業者によって構成されるもの。 （3）地域計画や人・農地プラン等で位置付けられた農業者、基盤法第13条第1項に規定する認定農業者又は基盤法第14条の5第1項に規定する認定就農者等を1戸以上含むもの並びに当該団体が地域計画や人・農地プラン等で位置付けられているもの。

【飼料作物収穫面積の要件】

区 分	内 容
<p>本事業の交付対象となるための飼料作物収穫延べ面積の拡大要件</p>	<p>【令和 8 年度に初めて事業に参加する場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和 8 年度の収穫等面積が、前年度（令和 7 年度）実績に比べ10%以上拡大していること。 新たに飼料の生産・販売、作業受託に取り組む場合※は、稲わらの収集を除き、北海道で20ha以上、都府県では10ha以上拡大していること。稲わらの収集を新規に行う場合は、40ha以上拡大していること。 「飼料生産組織の基盤強化支援」または「飼料生産組織の規模拡大支援」の採択者は、目標年度（本対策の目標達成に向けた取り組み期間は3年間とし、取組最終年度の翌年度を目標年度とする。）までに北海道で20ha以上、都府県で10ha以上拡大又は前年度（令和 7 年度）に比べ10%以上拡大していることのいずれかを満たすこと。また、当該組織が新たに飼料の生産・販売、作業受託に取り組む場合 ※は、5 ha以上の飼料生産収穫に係る作業又は北海道で20ha以上、都府県では10ha以上拡大、稲わらの収集を新規に行う場合は、40ha以上拡大していることのいずれかを満たすこと。 <p>※ 2 及び 3 の新たにに取り組む場合に共通 飼料生産販売作業受託合計売上高が事業年度に総売上高の5%以上を占めること。</p> <p>【令和 7 年度以前に事業に参加した場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和 8 年度の収穫等面積が、令和 6 年度の計画から10%以上拡大していること。 「飼料生産組織の基盤強化支援」または「飼料生産組織の規模拡大支援」の採択者は、目標年度までに北海道で20ha以上、都府県で10ha以上の拡大又は前々年度（令和 6 年度）に比べ10%以上拡大していることのいずれかを満たすこと。

【事業参加申込】

区 分	内 容
事業参加申込書の提出	<p>飼料生産組織は、補助金の交付を受けようとするときは、運用通知※の別記様式第1号による事業参加申込書を会長あてに提出する。</p> <p>※国産飼料生産・利用拡大緊急対策補助金交付等要綱に係る運用について（飼料生産組織の運営強化支援のうち飼料生産組織による安定的な国産飼料の供給支援）令和8年4月23日付け8日草種協第47号一般社団法人日本草地畜産種子協会会長通知</p>
提出先	<p>日本草地畜産種子協会の事務委託団体（各都道府県の関係団体を想定）</p>
事業参加申込時の添付書類	<p>①事業参加申込書（Excelファイルも送付）</p> <p>②長期供給契約書又は長期受託契約書の写し（（別紙）に記載例）</p> <p>③交付対象となる収穫等面積は、農地基本台帳、水稻生産実施計画書兼営農計画書（田の場合）、その他事業実施主体が適当と認める資料により、事業実施年度に飼料作物の作付けや稲わらの収集を行ったことが確認できる面積であり、単年性の飼料作物を二期作又は二毛作で作付けする場合にあっては、1作目の飼料作付面積に、2作目の飼料作付面積を加えた面積とする。</p> <p>④令和8年度が事業参加1年目の飼料生産組織は飼料生産組織の前年度実績を明らかにする書類（令和7年度総会資料等）令和7年度に事業に参加し取組2年目の飼料生産組織は令和7年度及び令和6年度に係る確認書類は提出済のため不要</p>
割当内示の通知	<p>会長は、提出があった事業参加申込書の内容を審査の上、適当と認められる場合は、補助金の割当額の決定を行い、事業委託団体を通じ飼料生産組織に補助金の割当内示通知の発出を行う。</p>

【交付申請】

時 期	内 容
交付申請書の提出	飼料生産組織は、補助金の交付を受けようとするときは、運用通知の別記様式第2号による 補助金交付申請書を会長あてに提出 する。
提出先	日本草地畜産種子協会の 事務委託団体 （各都道府県の関係団体を想定）
交付申請時の添付書類	① 事業参加申込書の写し （Excelファイルも送付） ②環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（農業経営体向け又は民間事業者・自治体等向け） 該当する全ての項目にチェックを記入の上、提出。
交付決定の通知	会長は、提出があった補助金交付申請書の内容を審査の上、 適当と認められる場合は、補助金の交付決定を行い、事業委託団体を通じ飼料生産組織に補助金の交付決定通知の発出を行う。

【実績報告】

時 期	内 容
実績報告書の提出	<p>実績報告書の様式は、運用通知の別記様式第3号のとおりとし、令和8年11月30日（月）までに提出のこと。ただし、令和8年11月収穫予定と事前連絡した場合は12月18日（金）が期限。また、これに伴い飼料分析結果が遅れる場合、当該結果は令和9年1月29日（金）までに提出のこと。</p> <p>※電子メールでの提出の場合は提出時に提出先に連絡</p>
実績報告時の添付書類	<p>以下の確認書類等を添付する。</p> <p>①供給契約（生産・販売）の場合 事業参加申込書に記載されたすべての契約相手農家への飼料・稲わらの販売代金の請求日や同農家から納金日が確認できるなどの飼料供給の取引が終了したことがわかる書類の写し</p> <p>②作業受託契約の場合 契約相手農家への受託料金の請求日や同農家からの納金日など、作業が終了したことがわかる書類（収穫等面積の記載必須）の写し</p> <p>①、②共通として</p> <p>1：事業参加申込時と異なる土地がある場合は当該地の農地基本台帳等の写し</p> <p>2：土壌分析、飼料分析結果の写し</p> <p>3：飼料作物の収穫前、稲わらの収集風景を撮影した写真および撮影ほ場一覧</p>

※当事者間で合意した契約内容に基づく編集に先立ち、自らの責任において必要な法務チェックを行うものとする。

※本参考例を用いて何らかの損害やトラブル等が発生しても、農林水産省及び日本草地畜産種子協会はその責任を一切負いかねます。

国産飼料に係る長期供給契約書【参考例】

〇〇〔飼料生産組織（事業申込者）の名称〕（以下 甲という）と、
□□〔畜産農家等の名称〕（以下 乙という）は、国産飼料に係る畜産農家等に対し5年以上の飼料生産に係る供給契約を結び飼料生産を行う取組に関しについて、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、国産飼料を乙と取引するため、次条以下の約定に基づき飼料の長期供給契約をすることを約した。

（供給期間）

第2条 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。
〔5年以上で設定すること〕

（供給する国産飼料）

第3条 この契約により供給を行う国産飼料は次のとおりとする。

- （1）作物名 : 青刈リトウモロコシ
- （2）作業内容 : 播種、収穫(細断)、収穫物の運搬
- （3）作業面積 : 令和8年度〇〇ha、以降令和8年度を超える面積で協議
- （4）受渡方法 : 受渡場所は〇〇とし、費用は〇の負担とする。

（価格）

第4条 供給価格は、甲・乙双方協議の上、都度決定する。

（品質のクレーム等）

第5条 品質劣化（腐敗等）が認められた場合は、甲乙双方協議のうえ、解決を図るものとする。なお、上記以外に発生した事案についても同様とする。

（変更）

第6条 本契約に変更が生じる場合は、甲・乙双方合意のうえ行うこととする。

（契約の解除）

第7条 甲及び乙が期間途中において、この契約に定める事項に不履行があった場合、不可抗力による場合を除き、甲及び乙は相手方に通告のうえ、契約の全部もしくは一部を解除することができる。

(損害賠償)

第8条 甲及び乙が期間途中において、この契約に違反し、相手方に損害を及ぼしたときは、不可抗力による場合を除き、その責任の帰属にしたがい損害賠償の責めに任ずる。

(契約の補充)

第9条 この契約に定めない事項については、甲・乙双方協議の上、決定する。

(契約の有効期限)

第10条 契約の有効期間は第2条に定める供給期間とする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙各自記名押印の上、各々1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲

〇〇～

〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩

乙

□□～

□□牧場

代表取締役 □□ □□ ⑩

※当事者間で合意した契約内容に基づく編集に先立ち、自らの責任において必要な法務チェックを行うものとする。

※本参考例を用いて何らかの損害やトラブル等が発生しても、農林水産省及び日本草地畜産種子協会はその責任を一切負いかねます。

国産飼料に係る長期作業受託契約書【参考例】

〇〇〔飼料生産組織（事業申込者）の名称〕（以下 甲という）と、
□□〔畜産農家等の名称〕（以下 乙という）は、国産飼料に係る畜産農家等に対し5年以上の飼料生産に係る作業受託契約を結び飼料生産を行う取組に関しについて、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、国産飼料を乙と取引するため、次条以下の約定に基づき飼料の作業を受託することを約した。

（受託期間）

第2条 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。
〔5年以上で設定すること〕

（作業受託する国産飼料）

第3条 この契約により作業受託を行う国産飼料は次のとおりとする。

- （1）作物名 : 青刈リトウモロコシ
- （2）作業内容 : 播種、収穫(細断)、収穫物の運搬
- （3）作業面積 : 令和8年度〇〇ha、以降令和8年度を超える面積で協議
- （4）受渡方法 : 受渡場所は〇〇とし、費用は〇の負担とする。

（価格）

第4条 作業受託価格は、甲・乙双方協議の上、都度決定する。

（品質のクレーム等）

第5条 品質劣化（腐敗等）が認められた場合は、甲乙双方協議のうえ、解決を図るものとする。なお、上記以外に発生した事案についても同様とする。

（変更）

第6条 本契約に変更が生じる場合は、甲・乙双方合意のうえ行うこととする。

（契約の解除）

第7条 甲及び乙が期間途中において、この契約に定める事項に不履行があった場合、不可抗力による場合を除き、甲及び乙は相手方に通告のうえ、契約の全部もしくは一部を解除することができる。

(損害賠償)

第8条 甲及び乙が期間途中において、この契約に違反し、相手方に損害を及ぼしたときは、不可抗力による場合を除き、その責任の帰属にしたがい損害賠償の責めに任ずる。

(契約の補充)

第9条 この契約に定めない事項については、甲・乙双方協議の上、決定する。

(契約の有効期限)

第10条 契約の有効期間は第2条に定める受託期間とする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙各自記名押印の上、各々1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲

〇〇～
〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩

乙

□□～
□□牧場

代表取締役 □□ □□ ⑩